



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…一
 - 東京都地域冷暖房区域の指定……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
 - 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…四
 - 令和四年度ふく調理師試験の実施……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…六
- 告 示(教)
- 技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………七
- 告 示(選)
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………七
 - 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………七
 - 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………七
 - 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………八

公 告

- 地方独立行政法人東京都立病院機構に承継する権利及び義務……………(病院経営本部経営企画部財務課)…九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)…二〇
- 正 誤
- 令和四年一月十八日付東京都告示第三十号……………二

告 示

●東京都告示第六百三十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和四年四月二十六日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 GM住販株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 金山 延弘
 - (三) 主たる事務 目黒区目黒一丁目四番十六号 目黒G所の所在地 ビル八階
 - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三〇一二号
 - (五) 免許年月日 令和三年五月二十日

●東京都告示第六百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第十七条の十八第一項の規定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

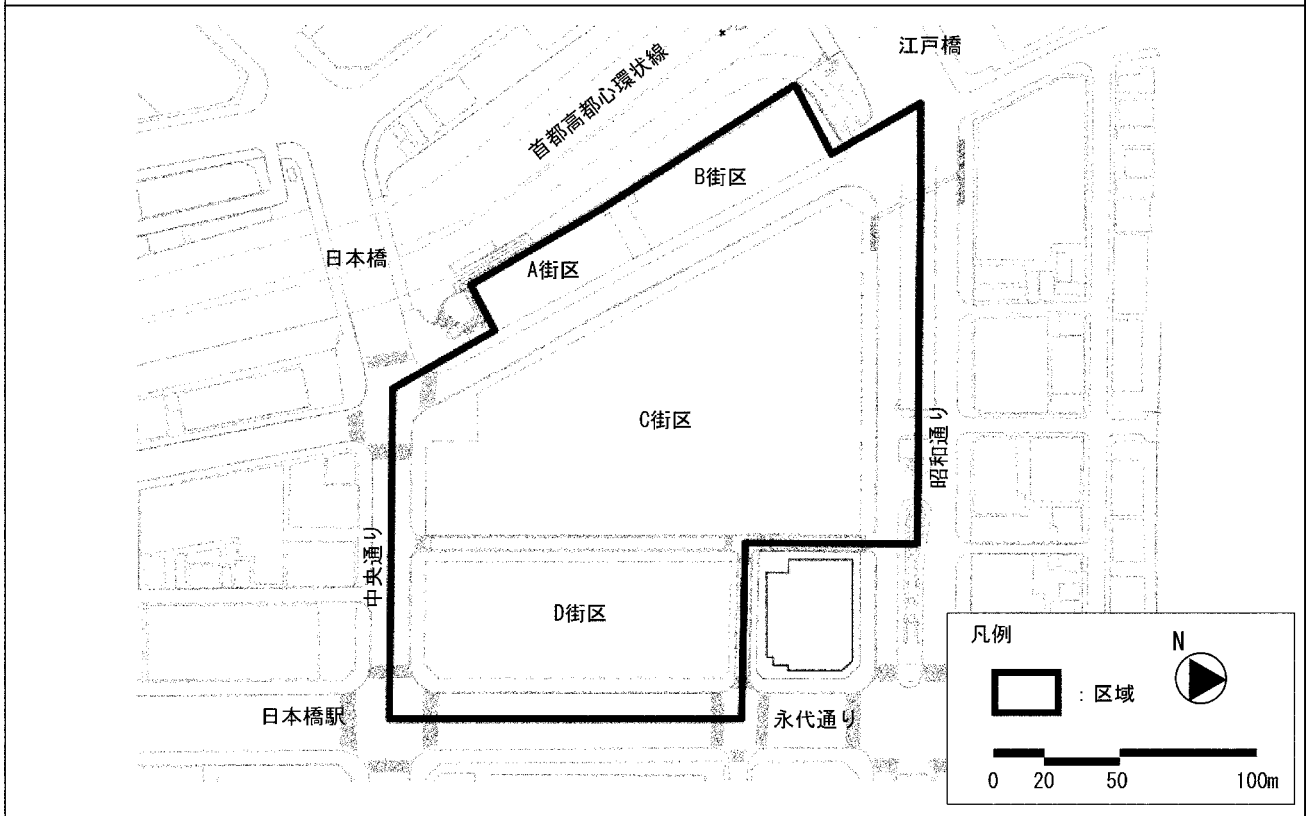
令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 地域冷暖房区域の名称 日本橋一丁目地域冷暖房区域
- 二 地域冷暖房区域の所在地 中央区日本橋一丁目の一部
- 三 地域冷暖房区域の区域図 別図のとおり

別図

日本橋一丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第六百三十七号

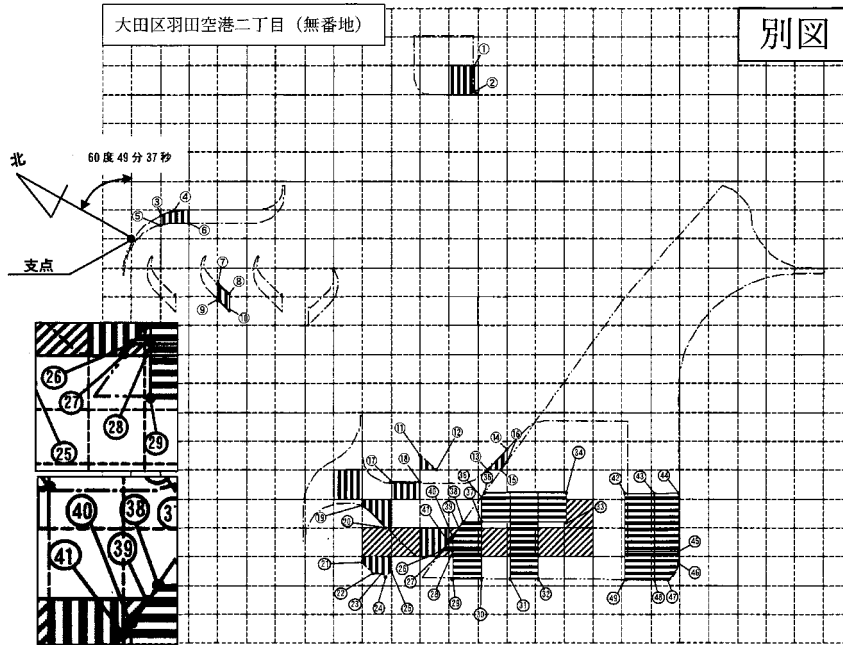
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



別図

番号	X座標	Y座標	番号	X座標	Y座標	番号	X座標	Y座標	番号	X座標	Y座標
①	-50416.086	-5983.176	⑩	-50493.809	-6094.214	⑲	-50515.920	-6129.892	⑳	-50563.034	-6093.930
②	-50421.098	-5991.828	⑪	-50463.605	-6121.865	⑳	-50524.572	-6124.880	㉑	-50563.535	-6102.306
③	-50348.023	-6081.931	⑫	-50472.257	-6116.852	㉑	-50523.199	-6102.563	㉒	-50559.179	-6104.830
④	-50350.841	-6078.753	⑬	-50459.571	-6134.849	㉒	-50518.186	-6093.911	㉓	-50550.527	-6109.842
⑤	-50350.202	-6085.691	⑭	-50469.695	-6137.011	㉓	-50492.718	-6108.666			
⑥	-50358.532	-6080.124	⑮	-50469.240	-6151.538	㉔	-50492.643	-6109.661			
⑦	-50377.667	-6093.206	⑯	-50474.256	-6152.874	㉕	-50497.243	-6117.601			
⑧	-50383.290	-6094.703	⑰	-50476.852	-6151.370	㉖	-50491.809	-6120.748			
⑨	-50380.325	-6097.794	⑱	-50478.218	-6151.734	㉗	-50491.538	-6124.356			
⑩	-50385.948	-6099.291	㉑	-50478.559	-6147.678	㉘	-50491.316	-6127.316			
⑪	-50467.826	-6109.204	㉒	-50490.900	-6132.831	㉙	-50491.150	-6129.518			
⑫	-50475.596	-6110.480	㉓	-50490.630	-6136.438	㉚	-50535.490	-6083.887			
⑬	-50489.164	-6102.620	㉔	-50493.603	-6131.265	㉛	-50514.142	-6078.874			
⑭	-50492.161	-6091.369	㉕	-50498.616	-6139.917	㉜	-50551.757	-6074.463			
⑮	-50493.355	-6100.192	㉖	-50507.268	-6134.904	㉝	-50561.781	-6091.767			

【支点と座標】
 支点は、(X: -50343.713, Y: -6094.439) とする。なお、支点等の座標は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 60 度 49 分 37 秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- : 単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）
- ▩: 形質変更時要届出区域（平成 31 年東京都告示第 118 号により指定した区域）
- ▧: 形質変更時要届出区域（平成 30 年東京都告示第 712 号により指定した区域）
- : 平成 31 年東京都告示第 118 号での調査対象範囲
- : 平成 30 年東京都告示第 712 号での調査対象範囲

●東京都告示第六百三十八号

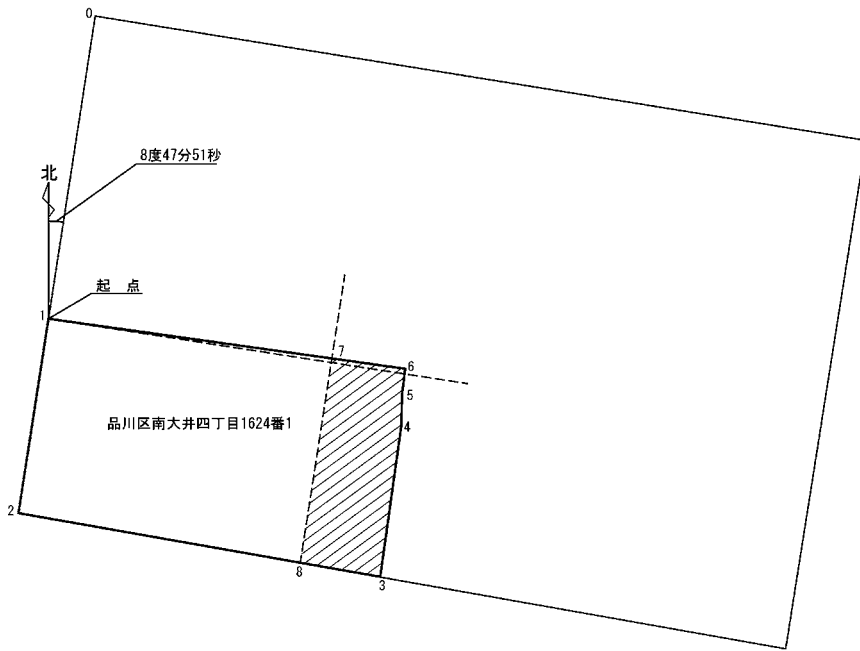
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区南大井四丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度（8度47分51秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】



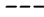

起点は、品川区南大井四丁目1624番1の
地点番号1 (X, Y) = (-1.633, -10.584) とする。

【座標値】

座標値は、品川区南大井四丁目1624番1の最北端を
(X, Y) = (0.0, 0) とし、東西方向をX、南北方向
をYとした相対座標である。

No.	X座標	Y座標
0	0.000	0.000
1(起点)	-1.633	-10.584
2	-2.680	-17.369
3	9.964	-19.594
4	10.697	-14.327
5	10.723	-13.254
6	10.835	-12.324
7	8.272	-11.965
8	7.171	-19.102

【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  調査範囲
-  単位区画
-  筆境界

●東京都告示第六百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アイズ	アイズヘルパーステーション	立川市砂川町2-42-1 第2アーク10階102	令和3年12月31日
特定非営利活動法人でてこいサークル	でてこいサービス	足立区花畑3-37-14 第150新井ビル206	令和4年1月31日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社アイズ	アイズヘルパーステーション	立川市砂川町2-42-1 第2アーク10階102	令和3年12月31日
株式会社若森	ケアサービス いみみ	足立区谷在家1-12-3 浅谷コーポ205	令和4年1月1日
特定非営利活動法人でてこいサークル	でてこいサービス	足立区花畑3-37-14 第150新井ビル206	令和4年1月31日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ケアサポートもぎやい	ヘルパーステーションもぎやい・綾瀬	足立区綾瀬3-17-25 藤和綾瀬コープ106	令和3年12月1日
アイリン株式会社	介護サービス よりどころ	板橋区南町15-7 サカエ庄102	令和4年1月31日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人でてこいサークル	でてこいサービス	足立区花畑3-37-14 第150新井ビル206	令和4年1月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社イグレックコーポレーション	オーベルジュほぎぼブレイル	板橋区高島平7-35-16 春日ビル1階	令和3年11月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社Neighborhood Project	グループホームまにまに	豊島区	令和4年1月31日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ワークスD	ワークスD	渋谷区恵比寿3-39-8 203	地域移行支援	令和4年1月1日

●東京都告示第六百四十号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和四年七月三十日(土曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

令和四年八月一日(月曜日) から同月五日(金曜日)までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。)に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 願書受付期間

令和四年六月十四日(火曜日) から同月十六日(木曜日)までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

六 願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 受験資格

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するものの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱い(条例第十条第二号に規定する場合を除く。)に二年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに二年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者(高知県知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者にあつては、令和二年三月以前に行われた試験に合格したもの並びに富山県知事、静岡県知事、愛知県知事、鳥取県知事、徳島県知事、香川県知事、宮崎県知事及び鹿児島県知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者にあつては、令和三年五月以前に行われた試験に合格したものに限る。)

埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、

福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認めた者(沖縄県知事が認めた者にあつては、令和三年五月以前に行われた講習会を修了したものに限る。)

宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、佐賀県、長崎県、沖縄県、仙台市、宇都宮市、前橋市、高崎市、広島市又は福山市

八 合格発表

令和四年十月三日(月曜日) 午前十時から午後四時三十分まで、東京都福祉保健局健康安全課(東京都庁第一本庁舎三十階北側)及び東京都中央卸売市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー(江東区豊洲六丁目六番一号)に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<https://www.tokushohoken.metro.tokyo.lg.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全課健康安全課及び東京都市場衛生検査所(江東区豊洲六丁目六番一号(豊洲市場内))において、令和四年五月九日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三

二〇(四三五八)に問い合わせること。

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第二十七号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、日野工業高等学校の連携措置に係る科目について令和四年三月三十一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

令和四年四月十二日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目に
指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

機械系機械加工科

電気工学概論

金属加工系塑性加工科

電気工学概論

第一種自動車系自動車製造科

電気及び電子理論

電気・電子系製造設備科

電気理論

電気基礎

電気基礎

電気基礎

電気基礎

告 示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十

二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年四月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地
グレイプス用賀 世田谷区用賀三丁目六番三号

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和四年四月十二日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名称 所 在 地
野村病院 昭島市昭和町四丁目七番十三号

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告があった。

令和四年四月十二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年3月16日	杉並区選挙管理委員会	阿佐ヶ谷地域区民センター(第4集会室)	杉並区阿佐谷北一丁目1番1号
令和4年3月16日	杉並区選挙管理委員会	阿佐ヶ谷地域区民センター(第5集会室)	杉並区阿佐谷北一丁目1番1号

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和四年四月十二日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和4年3月16日	杉並区選挙管理委員会	阿佐ヶ谷地域区民センター(第4・第5集会室)	杉並区阿佐ヶ谷南一丁目47番17号
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市地域振興プラザ会議室(大)	稲城市東長沼2112番地の1
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市地域振興プラザ会議室(中)	稲城市東長沼2112番地の1
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市地域振興プラザ会議室(小)	稲城市東長沼2112番地の1
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市大丸地区会館洋室(一階)	稲城市大丸251番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市大丸地区会館和室(一階)	稲城市大丸251番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市大丸地区会館洋室(二階)	稲城市大丸251番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市押立ふれあい会館集会室一	稲城市押立663番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市押立ふれあい会館集会室二	稲城市押立663番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市押立ふれあい会館小会議室	稲城市押立663番地
令和4年3月16日	稲城市選挙管理委員会	稲城市松葉集会所和室	稲城市矢野口1892番地

公 告

地方独立行政法人東京都立病院機構に承継する権利及び義務について

令和四年七月一日に東京都が設立を予定している地方独立行政法人東京都立病院機構の成立の際、当該法人が行う業務に関し現に東京都が有する権利及び義務については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十六條第一項の規定により当該法人に承継するので、当該義務に係る債権者は、次のとおり東京都に異議を述べることができる。

なお、当該法人の資産及び負債に関する書類は、東京都病院経営本部経営企画部総務課に備え置き、閲覧に供する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 異議を述べることができる期間

令和四年四月十二日から同年五月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日、四月二十九日及び五月三日から同月五日までは、休日とする。

二 受付時間

午前九時三十分から午後五時まで

三 異議の申出先

東京都病院経営本部経営企画部総務課
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十四階

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五條第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

第一生命保険株式会社日比谷本社ビル 店舗区画

二 店舗所在地

千代田区有楽町一丁目十三番一号 ほか

三 設置者名

第一生命保険株式会社

四 設置者住所

千代田区有楽町一丁目十三番一号

五 小売業を行う者の氏名又は名称

未定

六 新設をする日

令和四年十一月十二日

七 店舗面積の合計

千三百九十四平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数

店舗内 九台

九 駐輪場の位置及び収容台数

なし

十 荷さばき施設の位置及び面積

店舗北側 十五平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗北側 十・五八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後八時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗南側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前九時から午後六時まで

十七 届出日 令和四年三月十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和四年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 虎ノ門ヒルズビジネスタワー
- 二 店舗所在地 港区虎ノ門一丁目十七番一号
- 三 設置者名 森ビル株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 港区六本木六丁目十番一号ほか
- 五 変更前の店舗名 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物(高層棟)
- 六 変更後の店舗名 虎ノ門ヒルズビジネスタワー
- 七 変更前の店舗所在地 港区虎ノ門一丁目二百番一
- 八 変更後の店舗所在地 港区虎ノ門一丁目十七番一号
- 九 変更を行った設置者名 株式会社丁子屋
- 十 変更前の設置者住所 港区虎ノ門一丁目十九番五号
- 十一 変更後の設置者住所 港区虎ノ門一丁目十七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー一階
- 十二 変更前の小売業者の氏名又は名 未定

称

十三 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社福島屋ほか十五名

称

十四 変更日 令和二年六月十一日ほか

十五 届出日 令和四年三月十日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和四年四月十二日から同年八月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧時間

一 店舗名 西友江戸川中央店

二 店舗所在地 江戸川区中央一丁目七番十四号

三 設置者名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

四 設置者住所 港区芝浦一丁目二番三号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

七 変更日

令和四年一月六日

八 届出日 令和四年三月二十八日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和四年四月十二日から同年八月

十一 縦覧時間

十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年四月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 丸井池袋店新館

二 店舗所在地 豊島区西池袋三丁目二十九番一号ほか

三 設置者名 株式会社丸井ほか三名

四 意見

ア 聴取者 豊島区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年三月十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年四月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 ヤオコー八王子並木町店
- 二 店舗所在地 八王子市並木町三十五番一号
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 意見

ア 聴取者 八王子市長
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年三月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

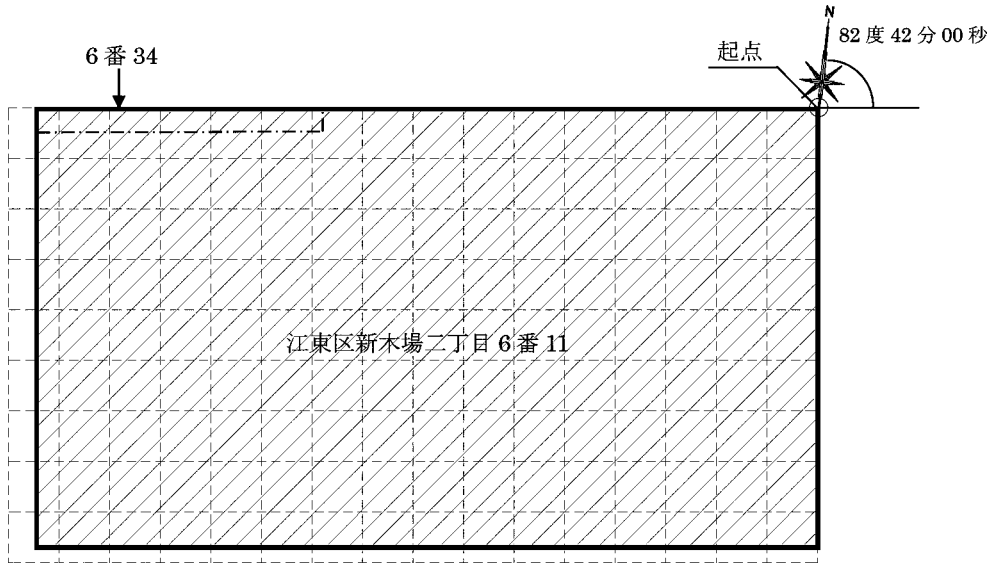
六 縦覧期間 令和四年四月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和四年一月十八日付東京都告示第三十号
二ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



凡例

- : 敷地境界
- - - : 筆境界
- ⋯⋯ : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域)

起点
起点は、江東区新木場二丁目6番11の最北端とする。

格子の回転角度：82度42分00秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

